

議案第 65 号

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成20年6月12日提出

生駒市長 山下 真

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月10日奈良県指令市町村第1118号）の一部を次のように変更する。

第11条第1項中「2人」を「3人」に改める。

第12条第5項中「関係市町村の長のうちから」を「次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数をもって」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 関係市町村の長 2人
- (2) 広域連合の運営に関し識見を有する者 1人

第13条中「及び副広域連合長」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、前条第5項第1号に該当する者にあつては、関係市町村の長としての任期による。
- 3 広域連合長又は副広域連合長（前条第5項第1号に該当する者に限る。）が関係市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。